

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

(1) 本町のこれまでの取組

本町では、平成17年3月に「菊陽町次世代育成支援行動計画（さんさん輝く^{ひかり}陽っ子プラン）」を策定し、基本理念の「子どもたちに元気・笑顔・夢を、子育てに安心と喜びを」を達成するために様々な取組を推進してきました。

(2) 子育てを取り巻く背景

国においては、人口減少社会の到来と少子化の進行、待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。その背景としては、次の点が考えられます。

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の9割が結婚意思をもっており、希望子ども数も2人以上など。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家庭関係社会支出の対GDPが低い
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

これを受けて、国では、「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」へ移行することになりました。

「子ども・子育て関連3法」と「子ども・子育て支援新制度」の特徴等は、次のとおりです。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

子ども・子育て支援新制度のポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 認定こども園制度の改善
 - ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実（地域子ども・子育て支援事業）
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- 社会全体による費用負担
 - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与

子ども・子育て支援法の基本理念

（基本理念）

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(3) 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援法の基本理念等を踏まえ、本町が策定する「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であり、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指します。

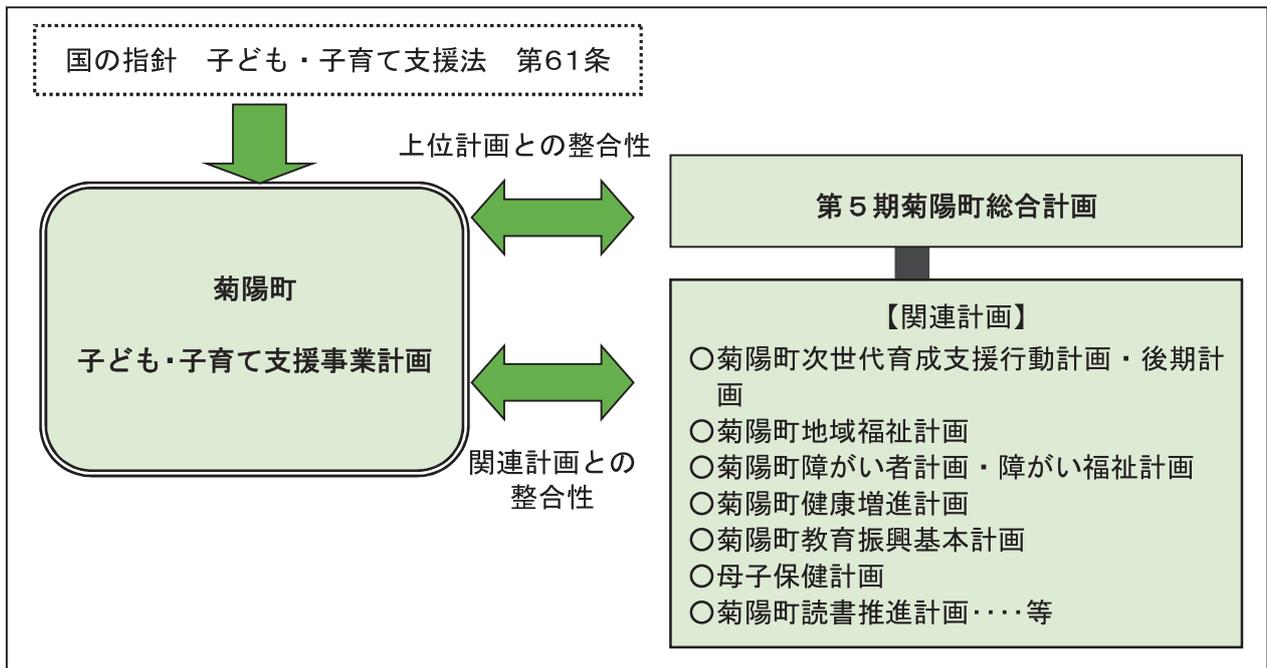
(4) 法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき策定するものであり、本町の子育て支援に関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ、今後策定される予定の計画についても可能な限り整合を図ります。

また、次世代育成支援対策法第8条第1項に基づく「菊陽町次世代育成支援行動計画・後期計画」を引き継ぐ計画として位置づけます。

計画の推進に当たっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や状況の変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めます。

■ 「本計画」の位置づけ ■



2 計画の概要

(1) 計画の期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。

平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
菊陽町次世代育成支援行動計画・ 後期計画（さんさん輝く陽 <small>ひかり</small> っ子プラン）					菊陽町子ども・子育て支援事業計画				

(2) 計画の対象

本計画での対象は、生まれる前から乳幼児期を経て概ね 18 歳までの子どもとその家庭とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど柔軟な対応を行います。

(3) 策定体制

「菊陽町子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たっては、「菊陽町子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定する本計画の策定や保育所等の施設の利用定員のあり方をはじめ、次の点について調査審議しました。また、本計画の素案を町のホームページに公開し、町民から広く意見を募りました。

- ①潜在的なものを含め教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか。
- ②教育・保育施設（注 1）と地域型保育事業（注 2）など、施設・事業のバランス、教育・保育の提供体制が適切であるか。
- ③ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業（注 3）が計画に盛り込まれているか。

（注 1）認定こども園・幼稚園・保育所

（注 2）家庭的保育事業、小規模保育事業等

（注 3）子育て支援センター、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブ、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等